

住宅リフォーム減税で合計**681,600円**（所得税を控除）**おトク**

バリアフリーリフォーム		工事費	工事費		
浴室	浴槽のまたぎ高さの低いものに取替え	¥495,400	トイレ	手すり設置(1本)	¥33,400
浴室	手すり設置(2本)	¥66,800	トイレ	滑りやすい床から滑りにくい床へ(1.3㎡で計算)	¥26,650
浴室	2バルブ水栓からタッチ式サーモ水栓へ	¥56,500	トイレ	開戸を引戸に取替え	¥149,400
浴室	浴室出入口段差を小さく(3.3㎡で計算)	¥305,910	トイレ	出入口の幅を広く	¥189,900
浴室	滑りやすい床から滑りにくい床へ(1.3㎡で計算)	¥26,650	LDK	滑りやすい床から滑りにくい床へ(23.1㎡で計算)	¥473,550
浴室	開戸を引戸に取替え	¥149,400	LDK	開戸を引戸に取替え	¥149,400
浴室	出入口の幅を広く	¥189,900	LDK	出入口の幅を広く	¥189,900
			廊下	手すり設置(2本)	¥66,800

壁に係る耐震 改修を実施	工事費 $\text{¥}23,400 \times 74.5\text{m}^2 = \text{¥}1,743,300$ ※のべ床面積74.5m²の場合	合計 1,743,300円	合計 2,836,600円
-----------------	--	---------------	---------------

住宅リフォーム減税の活用にあたっては、改修工事完了後に増改築等工事証明書などにより工事内容を証明できること、改築工事完了後の居住開始日が2021年12月末までであることが前提条件となります。

計算方法

1、2のいずれか少ない額

1 国土交通大臣が定める改修の — 補助金等*
標準的な工事費用相当額

2 控除対象限度額

× 10%
1回

*補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの

※4種類の所得税減税を組み合わせることもできます。
※所得税の納税額により必ずしも最大控除額が控除されるわけではありません。

改修工事完了 12月31日まで	▶	お客さまが税務署へ確定申告 翌年2月16日～3月15日	▶	減税確定
--------------------	---	--------------------------------	---	------

※サラリーマンの方など先に所得税を納税済の方については、確定申告後の還付金が申告用紙に記入した金融機関の口座へ振込まれます。
※所得税確定申告の際には登録した建築士事務所の建築士等が作成した「増改築等工事証明書」等の添付が必要です。

Q1 改修される住宅は、
工事契約者ご自身の所有(名義)で居住されている住宅ですか？

☐ YES ☐ NO

Q2 耐震リフォーム減税をご活用の場合 ※省エネリフォーム、同居対応リフォーム減税を活用される方はQ3へ
昭和56年5月31日以前に建築されたものですか？
※昭和56年5月31日以前に建築され、現行の耐震基準に適合していない住宅であることが条件です。

☐ YES ☐ NO

Q3 バリアフリーリフォーム減税をご活用の場合
ご契約者様が以下のいずれかに該当しますか？
①50歳以上の方(改修工事完了の年の12月31日までに50歳になる方も対象です。) ②介護保険法の見直し
又は要支援認定を受けている方 ③障がいのある方 ④親族(65歳以上か②か③に該当)と同居

☐ YES ☐ NO

Q4 工事契約者様ご自身が所得税をお支払いですか？
※所得税を払っている方がご契約者であることが必要です。 ※その年分の合計所得が3,000万円を超える方は適用になりません。(※(参考)サラリーマンの方は源泉徴収票の源泉徴収税額の欄等をご確認ください。 ※住宅に関わる所得税控除適用中の方は最寄の税務署にご確認ください。)

☐ YES ☐ NO

Q5 改修工事後の家屋の床面積の1/2以上が居住用ですか？
※居住用部分(倉庫や店舗、車庫、賃貸部分除く)の改修工事費用が工事総額の1/2以上であることが条件です。

☐ YES ☐ NO

Q6 バリアフリー・省エネ・同居対応リフォーム減税をご活用の場合 ※耐震リフォーム減税を活用される方はQ6へ
改修工事後の家屋の床面積は50㎡以上ですか？

☐ YES ☐ NO

Q7 改修後6ヶ月以内に居住できますか？
※工事後6ヶ月以内に居住を開始することが条件です。

☐ YES ☐ NO

下記の各々の工事を行い、かつ工事費が50万円(税込)を超えますか？

Q8 バリアフリーリフォーム減税をご活用の場合
次のいずれかの工事
①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの取付け ⑥屋内の段差の解消
⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え

☐ YES ☐ NO

Q9 耐震リフォーム減税をご活用の場合
現行の耐震基準に適合する工事
すべての居室の窓全部の断熱改修工事
※居室とは、居間・食事室・居間兼食事室・食事室兼調理室・居間兼食事室兼調理室・寝室・応接室・書斎、これらに類するもの。
同居対応リフォーム減税をご活用の場合
次のいずれか1つ以上の工事を行い、キッチン・浴室・トイレ・玄関のいずれか2つ以上を複数にする
①調理室を増設する工事 ②浴室を増設する工事 ③トイレを増設する工事 ④玄関を増設する工事

☐ YES ☐ NO

Q10 他補助金を受け付けていますか？
(介護保険・各自治体補助金など住宅改修について)

☐ YES ☐ NO

Q11 他補助金を引いた工事費が50万円を超えますか？
(介護保険・各自治体補助金など住宅改修について)

☐ YES ☐ NO

残念ながら、お客様は減税の対象外の方です

所得税控除の適用条件内です

リモデル.jp URL:<http://re-model.jp/>

お住まいの地域の地方公共団体が実施しているリフォーム支援制度の内容をご確認いただけます。

2017.08(S1-10) カタログ No.2021
[651-04]MK2017.08 IN (P3.1-05)
XAAAB H17-025-1

おトクな理由は中面をご覧ください

※上記金額はあくまでも試算であり、減税額の目安です。

●バリアフリーリフォーム	200,000円おトク
●省エネリフォーム	57,300円おトク
●耐震リフォーム	174,300円おトク
●同居対応リフォーム	250,000円おトク

すべて行くと **合計 681,600 円おトク**

